

表 彰 規 程

一般社団法人全日本漁港建設協会

表彰規程

(目 的)

第1条 一般社団法人全日本漁港建設協会（以下「協会」という）が行なう表彰についてはこの規定の定めるところによる。

(表彰を行なう者)

第2条 表彰は会長が行なう

(表彰を受ける者)

第3条 表彰は協会の会員、会員の代表者、会員の従業員、特別功労のある者の4種に分けて行なう

(会員もしくは会員の代表者の表彰)

第4条 会員もしくは会員の代表者に対する表彰は、次の各号の1に該当する者に対して行なう。

- (1) 経営の合理化、工費の適正化を図り、成績顕著な者
- (2) 技術の向上、作業の合理化に対する成績顕著な者
- (3) 従業員の労務及び厚生の改善に努め、成績顕著な者
- (4) 会員の親睦を図り、業界の協力体制の向上と発展に著しく尽くした者

(会員の従業員の表彰)

第5条 会員の従業員（協会職員を含む）に対する表彰は、次の各号の1に該当する者に対して行なう。

- (1) 業務に精励し、成績顕著な者
- (2) 業務上有益な発明、改良または工法を考案した者

(特別功労のある者の表彰)

第6条 特別功労ある者に対する表彰は、次の各号の1に該当する者に対して行なう。

- (1) 協会の発展のために特に尽瘁され、その功績顕著な者
- (2) 漁港建設協会発展のため永年関係団体の役員または委員もしくは職員としてのその職に尽瘁されその功績顕著な者
- (3) 会員店社に永年役員または経営の要職にあつて漁港建設業界発展のため尽瘁され、その成績顕著な者。

(退職者又は故人の表彰)

第7条 退職者または故人に対する各条各項各号該当者の表彰は、過去1年以内に退職または死亡した者とする。

(表彰の推薦)

第8条 表彰の推薦者は、次の各号によるものとする。

- (1) 第4条及び第6条該当者：正副会長または支部長
 - (2) 第5条該当者：支部長
- 2 表彰の推薦者は、推薦調書（実施要領の様式第1～3号）に参考資料を添えて会長に申請するものとする。

(表彰の様式)

第9条 表彰の形式は次の区分とする。

- (1) 感謝状
 - (2) 表彰状
- 2 前各号に記念品及び金員を添えることができる。

(表彰委員会)

第10条 表彰を受ける者（以下「表彰者」という）の選考を行うため表彰委員会を置く。

- 2 表彰委員会は会長及び会長が委嘱する若干名の委員をもって組織する。

3 表彰委員は表彰者を推薦することができる。

(表彰の決定)

第11条 表彰者は、近年表彰委員会の選考した者につき、会長が決定する。

(表彰の時期)

第12条 表彰は、原則として隔年の総会時に行うものとする。

(実施要領)

第13条 この規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年5月10日より施行する。